

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□，委員は○，事務担当者は△で表示する。

1 委員意見に基づく裁判所の取組状況等の報告

□ 前回テーマにおける裁判所の改善状況の説明について，御質問等がございますか。

○ 前回委員会での意見が多く反映されていて，大変有り難く思いました。これらの書面を調停で上手に工夫しながら利用していけると思い，感謝しています。

2 テーマ「被害者等配慮制度について～少年事件における被害者等への配慮～」の説明

□ 被害者配慮制度の案内文書が必要としている人に届いているか。送付の対象範囲への御意見はございますか。

○ 被害者配慮制度の案内文書を送った中で，利用の申出をされる割合はどれくらいありますか。

△ 2割程度です。令和2年4月から令和3年5月までの間に，当庁では88名の方に案内文書を送りました。そのうち何らかの制度を利用された方が15名で，約17%の方が利用されました。

○ 検察庁でも事件関係者から事情を伺う際に，書面等で連絡することがありますが，書面送付だと実際に送付相手の方にきちんと届いているか確認がとれないのではないかと思いますし，迅速性が求められる場合は電話で連絡することが多いです。裁判所から案内書面を送付する際に，被害者の方への配慮から，封筒に裁判所名を表示しないと説明がありましたが，連絡の確実性

という意味で少し不安な面がある気がします。その点について、裁判所で考えていることはございますか。

△ 捜査段階で希望がある方については、確実に届くように書面を速達で送付する等の運用をしています。裁判所名が入っていないことで、確実に届かないのでは、という点については、御指摘のとおりだと思います。今後検討します。

□ 発送している案内書面の分かりやすさについて、御意見はございますか。

○ 少年法の改正で被害者配慮制度が出来たとのことですが、少年法の本来の目的である「少年の健全育成」と「被害者の権利利益の保護」、この2つの両立がうまくいくようにという趣旨で改正されたものと理解しました。最高裁判所作成の被害者配慮制度のリーフレットは、制度説明の一般的な内容について、どういう制度で、どんなことができるかが分かりやすいと思いました。そのリーフレットを同封して大阪家庭裁判所から案内文書を送付し、制度利用の申出先等を被害者にお知らせしているということが分かりました。

少年審判廷の見学で感じた印象として、審判廷内では少年の座る位置と被害者の傍聴席の距離が近いと思いました。被害を受けてから審判まで4週間とのことですが、そのような短い期間では気持ちの整理はできない状態で制度利用への理解も難しいと思うので、被害者への案内文書は、被害者配慮制度で何ができるのか、具体的に丁寧に説明した方が良いと思いました。

また、被害者への案内文書には、「少年の保護健全育成」という言葉が全く入っていません。少年が犯罪を犯した場合に、保護処分よりも刑事裁判によって処罰するのが相当と判断される検察官送致の事件を除いて、少年法では処罰よりも少年の健全育成を目的としているという考えについて、国民の皆さんは知っている人も多いと思いますが、被害者の感情を考慮して、案内文書の中に「被害は本当に大変だとは思いますが、少年の育成という少年法の趣旨があるので、その趣旨を御理解いただいた上で被害者配慮制度の

申立てをしてください。」という文言があると良いのではないのでしょうか。

「何のための制度か」「何のための少年法であるのか」と「被害者の救済」という視点からどのような制度がある、といった説明があると良いと思いました。

△ 被害を受けてから制度を利用できる期間がかなり短期間なので、被害者の方が混乱されていて、被害者配慮制度を利用する方も、裁判所に来られた際に話をさせていただいて、ようやく理解される、ということもあります。被害者への配慮はもちろんですが、少年の健全育成の趣旨について被害者調査の際に説明することもあります。それを何かの形で書面に盛り込んでいくという視点についても、今後検討します。

○ 傍聴対象事件以外の案内文書で「意見陳述の制度を利用される方は何日までに申し出てください。」と記載されていますが、被害者調査後に「やはり意見陳述したい。」という希望が出た場合に、申出の期限は間に合うのでしょうか。

△ 被害者調査の際に申出をされる方もいらっしゃるもので、意見陳述を念頭において期限に間に合うよう早めに被害者調査の日程を設定しています。

○ 大阪家庭裁判所における被害者配慮制度の運用状況の統計について、利用した人数の割合を知りたいです。この表の分母となっている「新受人員」とは少年事件の総数ですか。何が含まれていますか。事件記録の閲覧と他の制度も利用するなど、複数の利用がある場合もあると思いますが、制度を利用した人は、新受人員のうちの2%程度ですか。

△ 新受人員とは、新たに裁判所で受理した少年事件の少年の人数です。新受人員の中には、薬物利用等の被害者がいない場合も含まれます。最近では大麻の事件が非常に増えています。制度利用の対象外の事件も含まれていることから、統計の数字から全体像が把握しにくかったかもしれません。制度の案内文書を送付して、実際に利用した人は2割弱です。

- △ 新受人員には交通違反が非行事実という事件もかなり含まれています。被害者の存在が想定されない事件もあり、被害者配慮制度の案内送付対象になっていない事件も含まれていますので、分かりやすい総数の提示になっておらず申し訳ありません。
- この制度が有効かどうかを検証する場合、科学的な精査を行うために、対応の可能性のある事件を分母にすることが大事です。新受人員ではなく、被害者配慮制度の対象になる事件を分母にした方が良いと思います。
- △ 貴重な御意見をありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
- 制度利用の申出が出た中で、認められている件数が多いようですが、裁判所の問題意識として、「もう少し制度の利用があってもよいのではないか。」「制度の利用が少ないのではないか。」と思っているのでしょうか。
- △ 制度利用が少ないのではというような問題意識を持っているわけではなく、感覚的に少ないというイメージを持っているわけでもありません。裁判所の職員は制度に慣れているがために、何か行き届いていない点があるかどうかについて御意見をいただけたらと思っています。
- 制度利用を申し出て認められても、閲覧、コピーする際には、プライバシーに関する部分は黒塗りされることもあると思いますし、傍聴の申出をされていても、事前に話をした結果、意見陳述を書面陳述に変更する被害者の方もいると思います。少年法の趣旨として、少年の健全育成と被害者の権利利益の保護の両立とはいっても、少年の更生に支障があるなら、制度自体も支障があると思います。そこの配慮は十分にされていると思います。案内文書を読んで、まずは裁判所に問い合わせ相談してもらうためのアプローチが案内文書でできるかどうかが大変だと思います。「こういう制度がありますので、内容についてはリーフレットを読んでください。」というような案内よりも、案内の表現としては書面に「御検討の上、お気軽に御相談くださ

い。」というような記載で連絡先があれば相談しやすいと思いました。

△ 今後の検討材料にさせていただきます。

○ 被害者調査への協力依頼文書のように、被害者に寄り添った雰囲気の説明を制度利用に関する案内文書にも取り入れると良いと思います。

△ その点も含めて、今後参考にさせていただきます。

○ 被害者が少年審判に参加する際に、別室でモニターを使う方法は検討されていないのでしょうか。

△ 法律上の話になるのですが、刑事事件については刑事訴訟法により法廷に入らないビデオリンク方式での被害者参加の方法も定められていますが、現在の少年法ではビデオリンク方式での少年審判への参加が定められていないので、現在はモニターを使っての参加はできません。審判傍聴の希望があっても少年審判廷に入ることが難しい場合は、書面や口頭になりますが、審判状況の説明という代替手段の案内をさせていただくことになります。

□ 将来的には方法についても変わるかもしれませんが、現在はできないということですね。

○ 私も少年審判廷で少年の席と被害者の席が近いと思いました。モニターを使うという点では、現在は民間企業の株主総会でもモニターを使うようになりました。コロナ対応で換気にも気を付けなければいけませんし、小さい部屋では不安に思う方もいるのではないかと思いました。

少年の更生という点では、例えば調理師を目指す若い人の中でも、調理師学校を出ていなくても、素直な心で取り組んでいる人は指導しやすいし成長するので、チャンスを生かしてやってほしいという話を聞いたことがあります。少年審判のビデオを見て思いましたが、年齢の近い人は影響が大きいので、最終の判断は経験のあるベテランがしますが、企業ではメンター制度などで、若い力を活用して色々と取り組んでいます。少年の対応でも年齢の近い人とも関わることで良い影響を受けるのではないかと思いました。

- △ コロナ対応では裁判所も換気に気をつけていますので、審判廷では審判と次の審判の間にはドアや窓を開けて換気を心がけています。
- メンター制度ではありませんが、少年の調査では調査官が何度も面接をして話をし、働きかけを行っています。貴重な御意見をありがとうございます。
- 裁判所に来庁された被害者の方の対応の改善点や被害者の方に寄り添うために、こうした方が良いのではないかと何か感じたことはありますか。
- 被害者の方が裁判所に来られる際に、交通費の支給はありますか。遠方であれば、他府県の裁判所で調査を使うような運用もありますか。
- △ 裁判所が被害者調査で「来てください。」とお呼びする場合は、参考人としての旅費日当の支給があります。呼ばれていないときに自主的に来られた場合は旅費の支給はありません。
- △ 遠方の被害者に被害者調査を行う場合は、被害者の方の御負担にならないように、裁判所職員が出向いたり、被害者の住所から近い裁判所を使って調査を行うこともありますし、やむを得ない場合は電話で調査を行う場合もあります。
- 他の委員が被害者調査への協力依頼文書は被害者に寄り添った文章で良いと感想を話されていましたが、私も被害者視点で丁寧な文章だという印象を持ちました。
- 被害者によっては、加害者の少年から被った被害について、やり場のない怒りを強く持ち、行き場のない怒りを少年に伝えてほしいという要望を話される方も多いのではないかと思います。いかがですか。
- △ 被害者の方の感情については、様々なケースがございますので、一概には言えませんが、「こういうことを反映してほしい、とにかく伝えたい。」と意見陳述される被害者は、事前に調査官に話されることもあります。被害者調査への協力依頼文書は、少年の健全育成との両立を意識した内容となっていますので、そのように伝えていきます。

○ 被害者の方がさらに気になる点として、審判結果がどうなったのか、自分が述べたことがどれだけ反映されたのか、少年の反応はどうだったのか、できるだけ詳しく裁判所に赴いて直接聞きたいと思います。そのような被害者はどれくらいいらっしゃいますか。

△ 審判状況説明の方法を説明する際には、口頭と書面と2つの方法があると説明していますが、実際に対応していると書面説明が多いです。

○ 少年法の理念である「少年の健全育成」と「被害者の権利利益の保護」を両立されているのは大変だと思いますが、丁寧に説明してくださってありがとうございました。

○ 被害者配慮制度はどの程度の利用があるのか、という話のときにも話題になりましたが、案内文書を送付する際、封筒に裁判所名を表記しないよう配慮すると説明がありましたが、裁判所名を出さない理由をもう一度聞かせてください。

△ 裁判所から書面が届くことを嫌がる被害者も多いのではないかという認識でいましたので、送付する封筒に裁判所名を書いていません。

○ 一般人の感覚として、被害者は悪いことをして呼び出されるわけではないので、被害者感情としては、裁判がどのように進んだのか、加害者がどうなったのか、ぜひとも知りたいことだと思います。きっちりと裁判所名を封筒に明記して送付したほうが良いと思いました。郵便の受け取りが分かる郵便種類で送付し、裁判所名を表記して、きっちりとした案内ができるのではないかと思います。裁判所名を記載しないことが何のための配慮か理解できませんでした。

△ 貴重な御意見をありがとうございます。裁判所ではなかなか出てこない視点でした。今後の参考にさせていただきます。

○ 制度についてリーフレット等で案内をして、制度を利用しなかった人は、何故利用しなかったのか、主な理由は何なのか、把握はされてますでしょうか

か。

△ 制度利用の希望があったり，希望の可能性のある人に案内文書を送付していますが，利用しなかった人については把握してないので分かりません。

○ その後の接触がそれ以降ないので分からない，ということですか。

△ その通りです。

○ 裁判所名を記載しない取扱いについては，微妙で難しい問題だと私は思いました。少年事件なので，実名報道はされませんが，例えば性犯罪など，被害者にも何か問題があったんじゃないか，という偏見からくる二次被害の恐れもあると思います。「裁判所名が明記された封筒がポストに入っている。」と言われるのでないかという不安があれば難しい問題だと思います。裁判所名を明記した方が良いという意見を否定するわけではありませんが，単純な問題ではないと思います。

○ 私も裁判所名を封筒に明記しないことは理由が分かりませんでした。もし私が当事者として事件に巻き込まれたとして，ポストに名前しか書かれていない郵便物があれば，その方が不安になります。事件が報道されなくても，世間からどう見られているのか，ネット上でどう書かれているのか，住所が特定されてネット上に晒されているのではないか，など不安なので，私は裁判所名が書かれている封筒が届いた方が，ちゃんと中を開けて確認する気持ちになると思います。

希望者が確実に利用できるよう案内，と説明がありましたが，案内をするときに裁判所が判断して案内文書を送るか送らないか決めていることで，本当は利用しなかったのに制度があることを知らなかった，という人がいる可能性はないと，裁判所は考えていますか。

△ その可能性もあると考えていますので，裁判所の方である程度希望があるのではないかと考えて案内していますが，そこから漏れる人がいないよう心掛けています。

- 捜査段階での希望ということですが、これは捜査機関が捜査結果を被害者に通知するかどうかを被害者に聞いているかということですか。これを希望する方は、同じように裁判所の制度利用についても希望するのではないかと
いう趣旨ですか。
- △ 捜査機関が、捜査段階で捜査結果の通知を希望するか聞いていることが多いです。捜査結果の通知を希望する人は、裁判所での結果も知りたいだろう
と考え案内しています。
- 「少年犯罪によって被害を受けた方へ」というリーフレットは、制度利用
の案内文書を送付すると裁判所が判断して初めて、被害者の方は読むことが
できるものですか。
- △ 制度についてのリーフレットは裁判所庁舎内に備え置いています。なか
なか目にすることがないと思いますので、裁判所から被害者に郵送して、初
めて読むという方が多いと思います。
- 例えば捜査記録に関しては希望していなくても、審判結果通知や審判傍聴
や意見陳述等の制度利用を希望しなくても、こういう制度があるということ
を知らせる手段があるのは良いと思います。
- 被害者配慮制度利用について、該当者全員に案内文書を送付しているわけ
ではないのは何故かと疑問に思いました。一般の方は、被害者配慮制度と被
害者調査の区別も分かりにくく、制度内容を知っている人も多くないと思
います。対象の全ての人に渡すのが理想だと思いますが、限定的な人に渡すな
ら、制度利用を希望するならどのようなことができるのか、送付する案内文
書に説明を入れ、しっかりと伝わるようにできると良いと思います。
- 被害者の方が閲覧もしくはコピーする場合、コピーは1枚当たり10円ぐ
らいでしょうか。記録1冊とは200枚くらいですか。記録の冊数が10冊
から20冊程度ある場合もあるとのことですが、記録を閲覧やコピーしたい
人はどれくらいいますか。閲覧する際は、横に職員が付いていますか。今は

ペン型のICレコーダーやカメラもありますので、ネットで流出する恐れもあるかもしれません。不審な動きをしている人はいないでしょうか。

△ 裁判所庁舎内にある、1枚10円のコピー機を案内しています。ご自身でコピーしていただいたり、謄写業者にご自身で契約してコピー業務を行ってもらう場合もあります。いずれも、裁判官が許可した範囲となります。コピーを行う際には、記録を破られたり持ち帰ろうとされたりする恐れもありますので、裁判所職員が必ず近くに付いているので、不審な動きがあれば、職員が止めます。

□ まだまだお聞きしたいことはございますが、時間となりましたので、意見交換を終了させていただきます。多くの貴重な御意見をありがとうございました。今後も検討を続けていきたいと思っております。